



広報

# こしがや

2月15日

昭和46年(1971) No. 393

編集

越谷市役所行政課

昭和32年8月5日第3種郵便物認可  
毎月2回(1日、15日)発行



とじて保存しましょう

やわらかな日ざしが農家の庭先にさしこみ、まっ赤に塗られた大小のダルマが、まぶしく写る。(写真は、ダルマ作りに忙しい下間久里の中村千代松さん宅)

所得税、事業税、住民税(市・県民税)

# 忘れずに申告しましょう

## 3月15日までです

所得税の確定申告と、事業税、住民税(市県民税)の申告は、二月十六日から三月十五日までです。これはあなたが昭和四十五年中に得た所得について申告していただき、それにもとづいて昭和四十五年分の所得税や、昭和四十六年度分の事業税や住民税がきまるわけです。春日部税務署、越谷県税事務所、市役所で申告受付会場を設け、納税者の便宜をはかることになりました。申告期限の三月十五日までには、必ず申告をすませてください。

### 所得税の確定申告を

#### しななければならない方

所得税の確定申告は、四十五年 ますと、たいへん混みあいます。中の所得と、それに対する税金 で、なるべく指定の会場で申告をすませてください。

税するものです。確定申告をしな ければならない方は、四十五年中 各所得金額が、各種所得控除額 をこえる方です。(四十五年分の 所得控除額は、基礎控除一七万七 五〇〇円、配偶者控除一七万七五 〇〇円、扶養控除一人につき一 万五〇〇〇円、配偶者のいない方 の扶養一人のみ一二万五〇〇 円、その他社会保険料、生命保険 料控除など。)

また、給与所得者で年末調整を された方でも、給与以外に所得の ある方、給与を二か所以上からも らっている方などは確定申告をし なければなりません。

所得税の申告書は、二月十五日 ごろまでに市役所から郵送します ので、所得の計算方法や申告書の 書き方については、あらかじめお 知らせした日時に申告の会場へお いでいただければ、係員が相談に 応じます。

三月十五日の期限間きわになり

所得税の確定申告をし なくてもよい方、また は税金のもどる方

- ▽給与所得のほかにも所得がなく、年末調整をされた方は、確定申告の必要はありません。
- ▽給与所得者でも、源泉徴収で税金が納めすぎになっている方は、確定申告をすると税金がもどります。たとえば、▼四十五年中に中途退職して、その後所得のなかった方▲年末調整で扶養のもれた方▼災害あるいは医療費の控除のできる方▼保険の外交員▼集金人▼セールスなどで、源泉徴収されている方などです。



## 申告受付の日程

所得税、事業税、市県民税の申告受付は、次の日程で行ないます。都合のよい日に、お近くの会場へお出かけください。

### 所得税の確定申告

3月5日福祉会館大会議室 (三階)

▼青色申告  
2月26日 福祉会館大会議室 (三階)

▼農業、譲渡所得者  
2月22日 市役所大会議室 (五階)

2月23日

2月24日

2月25日

3月1日

3月2日

3月3日

3月4日

3月6日

▼事業税の申告  
2月16日 越谷県税事務所 議室

2月17日

2月18日

3月9日

3月10日

3月11日

### 市県民税の申告

市役所大会議室 (五階)

市役所大会議室 (五階)

2月25日

2月26日

2月27日

3月1日

3月2日

3月3日

3月4日

3月5日

3月6日

3月7日

3月8日

3月9日

▼増林地地区  
2月22日 増林公民館

2月23日 東部清掃組合

2月24日 新方公民館

2月25日 新方公民館

2月26日 北越谷記念会館

2月27日 農協大袋支店

3月1日 荻島公民館

3月2日 荻島公民館

3月3日

3月4日

3月5日

3月6日

3月7日

3月8日

3月9日

3月10日

3月11日

3月12日

3月13日

3月14日

3月15日

3月16日

3月17日

3月18日

3月19日

3月20日

3月21日

3月22日

3月23日

3月24日

3月25日

3月26日

3月27日

3月28日

3月29日

3月30日

3月31日

4月1日

4月2日

4月3日

4月4日

4月5日

4月6日

4月7日

4月8日

4月9日

4月10日

4月11日

4月12日

4月13日

4月14日

4月15日

4月16日

4月17日

4月18日

4月19日

4月20日

4月21日

4月22日

4月23日

4月24日

4月25日

4月26日

4月27日

4月28日

4月29日

4月30日

5月1日

5月2日

5月3日

5月4日

5月5日

5月6日

5月7日

5月8日

5月9日

5月10日

5月11日

5月12日

5月13日

5月14日

5月15日

5月16日

5月17日

5月18日

5月19日

5月20日

5月21日

5月22日

5月23日

5月24日

5月25日

5月26日

5月27日

5月28日

5月29日

5月30日

5月31日

6月1日

6月2日

6月3日

6月4日

6月5日

6月6日

6月7日

6月8日

6月9日

6月10日

6月11日

6月12日

6月13日

6月14日

6月15日

6月16日

6月17日

6月18日

6月19日

6月20日

6月21日

6月22日

6月23日

6月24日

6月25日

6月26日

6月27日

6月28日

6月29日

6月30日

7月1日

7月2日

7月3日

7月4日

7月5日

7月6日

7月7日

7月8日

7月9日

7月10日

7月11日

7月12日

7月13日

7月14日

7月15日

7月16日

7月17日

7月18日

7月19日

7月20日

7月21日

7月22日

7月23日

7月24日

7月25日

7月26日

7月27日

7月28日

7月29日

7月30日

7月31日

8月1日

8月2日

8月3日

8月4日

8月5日

8月6日

8月7日

8月8日

8月9日

8月10日

8月11日

8月12日

8月13日

8月14日

8月15日

8月16日

8月17日

8月18日

8月19日

8月20日

8月21日

8月22日

8月23日

8月24日

8月25日

8月26日

8月27日

8月28日

8月29日

8月30日

8月31日

9月1日

9月2日

9月3日

9月4日

9月5日

9月6日

9月7日

9月8日

9月9日

9月10日

9月11日

9月12日

9月13日

9月14日

9月15日

9月16日

9月17日

9月18日

9月19日

9月20日

9月21日

9月22日

9月23日

9月24日

9月25日

9月26日

9月27日

9月28日

9月29日

9月30日

10月1日

10月2日

10月3日

10月4日

10月5日

10月6日

10月7日

10月8日

10月9日

10月10日

10月11日

10月12日

10月13日

10月14日

10月15日

10月16日

10月17日

10月18日

10月19日

10月20日

10月21日

10月22日

10月23日

10月24日

# 税金はみずから申告 するのがたてまえです

確定申告の通知が届かない方も、ご自分で税金を計算して、税額の方では、申告をしなければならぬことになっていきます。昭和四十五年中に土地、建物などを売って譲渡所得のあった方、あるいは貸家や事業など商売を始められた方は申告をしてください。申告書用紙は、市役所課税課に

## 農業所得標準きまる

昭和四十五年分農業所得標準は二月一日埼玉県農業所得協議会から示されました。

これによると、越谷市の標準は、水稲一〇アールあたり三万六〇〇〇円、畑は三つに区分され、野菜畑一〇アールあたり一四万八〇〇〇円、普通畑一級七万八〇〇〇円、二級五万七七〇〇円となっています。野菜畑の所得標準は農業従事者三人以上の専業農家に適用し、そのほかは大部分が一級普通畑標準を適用します。また、第二種兼業農家などで、自家消費程度の畑については、二級普通畑標準が適用されます。白色農業所得者については、農業所得額を市役所で計算し、確定申告書の中に資料を同封してありますので、計算に疑問がありません。

## 45年度の農業所得標準

- 田畑所得 (10アールあたり)
  - 水稲 (陸田を含む) 3万6100円
  - 水田裏作 8700円
  - 野菜畑 14万8000円
  - 普通畑 1級 7万8100円
  - 2級 5万7700円
  - 転作普通畑 3万6500円
- 梨畑所得 (10アールあたり) 7万1500円
- 副業所得

区分	単位	所得金額	摘要
肥育牛	販売1頭あたり	3万2400円	
乳牛	おす 1頭あたり	△7000円	
	めす "	0	
肉豚	販売1頭あたり	1800円	
繁殖豚	母豚1頭あたり	2万9000円	生後60日
ブロイラー		0	
しいたけ	ほだ木100本あたり	5500円	

区分	単位	所得金額
はす田	10アールあたり	4万2000円
くわい田	"	4万5000円
梅畑	"	3万円
花き畑	温室 3.3平方メートルあたり	2300円
	ビニールハウス "	1800円
	露地 "	600円
ビニールハウス	加二期作 "	2100円
	温一期作 "	1500円
	無加温二期作 "	1500円
	一期作 "	1100円

- 養鶏所得
  - 採卵用 { 1000羽未満 10羽あたり1900円
  - 1000~3000羽未満 10羽あたり2500円
  - 1頭あたり5万5500円
- 乳牛所得
- 標準外の経費

- 雇人費のうち標準に組み入れた一定額をこえる金額
- 土地改良費、水利費など
- 小作料
  - 田 10アールあたり 4000円
  - 畑 10アールあたり 1500円
- 災害による異常な費用と損失
- 個別差があり、かついちじるしく多額の費用。個別に費用の実態を計算し、このうち農業認可部分の全額を標準外経費とする
- 動力耕うん機および農用自動車

	固定経費	比例経費
動力耕うん機	小型 3万3000円	1000円
	普通型 5万円	1000円
農用自動車	トラック 5万7000円	1800円
	ライトバン 4万3000円	1800円

(7)有線放送 2600円

## 市県民税だけ 申告する方

所得税の申告をしない方は、三月十五日までに市役所へ申告し役所へ市県民税の申告をしていただきます。

### 昨年市内へ転入された方は

給与所得者で特別徴収をされる方、また給与支払報告書が、事業所から市役所へ送られた方は、申告の必要はありません。ただし、給与のほかに所得のある方は、申告していただきます。

### 市県民税の申告は

二月十六日から、各地区に申告会場を設けて、申告の便宜をはかることになっていきますので、なるべくお知らせの会場へおいでください。この日に都合のわるい方は

- 2月26日 市立第二体育館
- 27日 大相模地区
- 3月3日 大相模公民館
- 4日 大相模公民館
- 5日 大相模公民館

### ▽蒲生地区

- 3月6日 蒲生公民館
- 8日 蒲生公民館
- 9日 蒲生公民館

### ▽越ヶ谷地区

- 3月11日 市役所大会議室
- 12日 市役所大会議室

期間中は、市役所でいつでも受けつけます

申告会場の日程は右のとおりですが、市県民税の申告について

は、二月十六日から三月十五日まで(午前八時三十分から午後五時まで)市役所で毎日受けつけをしています。

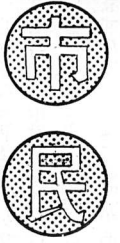
### 申告に必要な書類

▽申告に必要な国民年金納付証明書は、年金委員さんを通じて該当の方にお送りします。

▽国民健康保険税の納付証明書は、申告書と一緒に送ります。

▽所得税の申告にあたって、農業所得のある方には、その参考資料を申告書と一緒に送ります。また所得から差し引かれる雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付金控除などを受ける場合には、支払証明書または領収書などを添付して申告してください。

税金の申告については市役所課税課へご相談ください。(電話64-2111)



の

# 声



たことのないようにつとめていきます。

(衛生課)

### 〈問い〉

箱づめのおくりものによく使われる発泡スチロールは、家庭では燃やせないし、ごみ収集の方(燃えるごみ、燃えないごみとも)も持っていったりくれませんか。

どう処分したらよいか困っています。

相模町 若林 秀子

### 〈お答え〉

プラスチックやナイロン、発泡スチロールなど産業廃棄物は、東部清掃組合にあるごみ焼却場では、焼却炉自体の能力から処理が十分にできません。また家庭で焼却すると特殊なおいをだして、公害問題にもなりかねません。

そこで、越谷市では、プラスチックや、発泡スチロールなどは、燃えないごみとして、埋め立てをする方法をとっていますから、毎月の燃えないごみの収集日にじょうぶな袋に入れて出してください。特に大型の発泡スチロールは積みやすいように適当な大きさにして出してください。

今後とも、市と収集業者とは連絡を密にして、あなたが指摘され

### 〈問い〉

いまのところ私の家にはくみとりが一月に一回なので困っています。二十日に一回ぐらいはきてもらいたいです。早くなんとかしていただきたい。お願いします。

赤山町 長谷川きみ

### 〈お答え〉

越谷市ではくみとりを定額制と従量制の二本建てで行なっています。

従量制は、人数の不特定な事業所、商店等で、定額制はふつう一般家庭を対象にしています。

くみとりについては、みなさんに、少なからず、ご迷惑をかけていることと思いますが、一般家庭のくみとりについては、原則として月一回となっています。

ただし、特に小さい便槽(丸いかめ型)については、同じ料金で月二回までくみとることになっています。また各家庭の便槽の大きさと、家庭数に応じて、二十日または二十五日に一回ぐらいくみとるようにしています。(衛生課)

たは二十五日に一回ぐらくみとるようになっています。(衛生課)

税金は納期をすぎると税額一〇〇円につき、一日四銭の割合で延滞金がつきます。従って、未納税金が一〇万円とすると、一日で四〇円、一月で一、二〇〇円、一年では一万四六〇〇円の余分なお金を払わなければならないこととなります。

このように日歩四銭というのは年利になると一割四分六厘という高利になります。これは地方税法やみなさん方納税者の代表である市議会議員の定めた条例で定められたことで、法律等に該当する場合を除いて、一銭といえども、おまけすることはできません。そして、市税では

延滞金の先取原則というものが法律で定められていて滞納の場合、本税よりも延滞金の方を先に納めていただくようになっていきます。

なぜ、このように定められているのでしょうか。それは納期内に納めたたくさんの方のまじりな方にバカをみさせないためです。

### 納税シリーズ

## バカにならない延滞金

納税によって市に多大のむだな手数料と経費をかせけるようなことは市民全体の不利益にもなることです。納税者のみなさん、余計な負担はしないですむよう、お手もとの市税の納税通知書をよくお調べになり、必ず納期内に完納しましょう。

# 市史編さんだより

(64)

## 関東取締出役

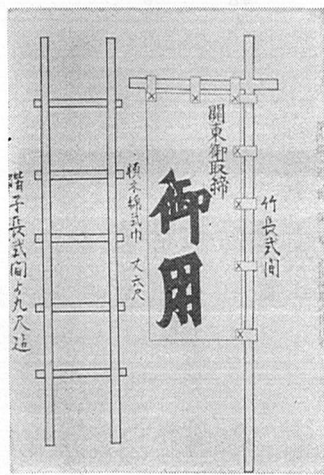
自給自足体制を原則とした近世の農村にも、追い追い貨幣経済が浸透してくると、村役人を中心保持されてきた村落共同体秩序が破壊され治安が乱れてくる。幕府はこうした傾向に対処して、幕府の膝元である関東一円の村々に対し、文政十年(一八二七)五月、前文三条、

この組合の役人には、大惣代として松伏の石川民部、袋山の吉左衛門、増林の平蔵、川藤の宇平次四名が選ばれ、この下に九名の小惣代が置かれたが、その他多くの寄場役人や道案内人等の役員によって構成されていた。

本文四十条の村内取締条令を公布し、改革組合村の結成を指示した。これを文政改革という。この組合村は約四十か町村前後を一同とした御料、私領の区別合は、大沢を含めた越ヶ谷宿を

関東取締出役の旗印

に直結した幕府の



御用

(写真は関東取締出役の旗印)

## 春の火災予防運動 2月18日から3月13日まで

異常乾燥! あいつぐ火災

春の火災予防運動が、2月28日から3月13日までの14日間(前半の七日間はおもに車両、林野火災)全国いっせいに行なわれます。これからは、強い季節風とともに空気が乾燥して、わずかな火気でも火事になりやすくなるため、お互いに十分注意しましょう。

皆で考えよう我が家の防火と避難

役人は、各代官所の手附、手代の中から選出された勘定奉行直属の取締専従者で、関東取締出役、いわゆる八州廻りと称された。八州廻りは水戸藩を除いた関八州の御料、私領の別なく廻村する権限が与えられ、村々の風俗や治安の取り締まりをなすものであった。

しかし八州廻りは単に警察的な機能を持つのみでなく、農間余業しようとして意図したものであり、そのためには村落共同体の閉鎖的な秩序を守る必要があった。しかし商品経済の展開により、幕府の必死な対策にかかわらず、古い村の秩序は徐々に崩壊していく運命にあった。

このような措置は、あくまでも農業を基盤とした幕府体制を維持しようとして意図したものであり、そのためには村落共同体の閉鎖的な秩序を守る必要があった。しかし商品経済の展開により、幕府の必死な対策にかかわらず、古い村の秩序は徐々に崩壊していく運命にあった。

# 給食センターの1日

## 写真で見る施設めぐり



増林地内にある学校給食センターは昭和44年9月から給食を開始して以来、すでに一年半になろうとしています。この給食センターは1日1万食分調理のできる大きな施設で最新式の器具が取り入れられています。育ち盛りの子どもをもつ親にとって、健全な体位の向上は、すべての方の願いです。給食センターでは、きょうもかわいいお子さんたちのためにおいしい栄養価のあるものをと、つくり続けています。

### ▽頭の痛い物価高

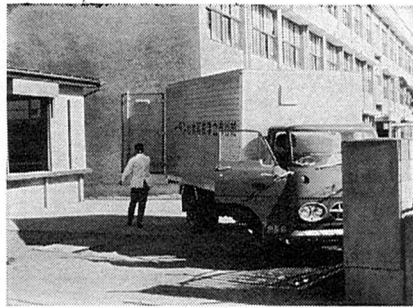
現在給食センターでは、市内の中学校全校（五校）と小学校六校で計九四〇〇食ちかくつくられています。給食はパンと牛乳、副食で小学生は六〇〇〜七〇〇カロリ、中学生は七〇〇〜八〇〇カロリです。給食費は小学生一食五六円一三銭で月一千元、中学生は一食六七円三五銭で月二二〇〇円です。

しかし近年の物価高にはセンターでも頭を痛めており、給食を開始して以来、昨年の十月小学生は一五〇円、中学生は一〇〇円をそれぞれ値上げせざるを得ませんでした。こんな中でセンターの所長さんは、(1)安価で良質な物資の購入法の検討、(2)共同献立に対する給食の質の向上の検討とこの二つを重点目標に、今後の給食活動をすすめていきたいと話していました。

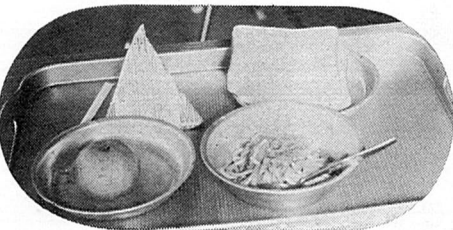
ました。

### ▽衛生管理は常に万全

この給食センターには所長、栄養士、ボイラーマン、用務員が各一名、事務職員四名、調理員が男四名女二六名、計三八名の職員がいます。そして衛生管理は全員が二回の便培養検査を受けるほかセンター内部の防鼠防虫作業、また食品は必ず熱を通し、食器も熱湯熱風消毒、それに調理台は逆性石けんであらうなど、細かい点にまで衛生管理はゆきとどいています。



↑午前8時30分、「おはよう」のかけ声とともに一日の仕事がスタート、じゃがいもやタマネギの皮をむく人、ほう丁で切る人、揚げ物を揚げる人、味つけをする人と調理員さんたちは手を休める間もなく動き続けています。



↑午前10時半頃、そろそろできあがり、各学校のコンテナに入れ五台の車で次から次へと、児童、生徒の待つそれぞれの学校へ運ばれていきます。

一食五六円のハイカロ  
リー苦心作 ←



楽しい昼食の時間、好ききらいをなくすようにと、毎日ちがった献立にみんな満足そうでした。←



↑午後1時20分、学校に届けたコンテナを引き取り、使った食器等は、熱湯、熱風消毒をし、どんどん整理されてゆきます。

それが終ると次はあすの献立のしごしらえ、ホッとして時計をみるのもう5時ちかくをさしています。

このように休む間もなく、調理員さんたちは動き続け、よりおいしい、より栄養のあるものをと、毎日つくり続けています。

### 第17回 越谷市青年文化祭



越谷市青年団の恒例行事、青年文化祭が次のとおり開催されます

歌あり、劇あり、映画ありの楽しい催しものがいっぱいどうぞみなさんご来場ください。

日時 2月28日(日)午前

9時から午後5時まで

会場 市立体育館

展示部門 絵画、書道、写真、

演出部門 合唱、演劇、意見

発表、映画、その他

なお、市内に住む青年男女、また市内の事業所で働いているみなさんの作品も募集しています

### 作品募集

対象年齢 16歳から30歳

募集作品 絵画、書道、手芸、

生花、写真その他なんでも

申し込み 2月25日までに市

教育委員会青少年教育係まで

参加者全員に記念品を用意しています。ふるって応募ください。

# 老後の安定と農業近代化に

## 農業者年金制度が発足

農業者年金制度が、一月一日に発足しました。農業者の老後生活の安定、後継者移譲による優秀な農業経営者の確保と経営の若返り、経営規模の拡大という社会保障と農業近代化の両面をねらいとしてつくられたもので、国民年金にうわ乗せして扱われるものです。



農業者年金をとり扱うのは、昨年十月一日に設立した「農業者年金基金」で保険料徴収などの業務は今年の一月一日から始められています。なおこの基金では、年金のほか離農給付金の交付や離農者からの農地等の買入れや売渡し、融資なども行ないます。農協は年金加入の受け付け、保険料徴収、年金給付等の事務を扱い、農業委員会は年金加入の資格確認の事務を扱います。

### いつから年金が支給されるか

◆**どんな人が加入できるか**  
国民年金の被保険者で、一月一日現在五十五歳をこえない次に該当する方  
◆**当然加入者** 経営面積が五〇アール以上の農業経営者  
◆**任意加入者** (1) 経営面積が当然加入者の規模以下であるが三〇アール以上あり、経営内容が当然加入者と同程度の農業経営者 (2) 農業生産法人の常時従事者で、法人の経営面積をその構成員の数で割った面積と個人の経営面積との合計が五〇アール以上になる方 (3) 五〇アール以上の農家の後継者で引き続き三年以上農業に従事している方

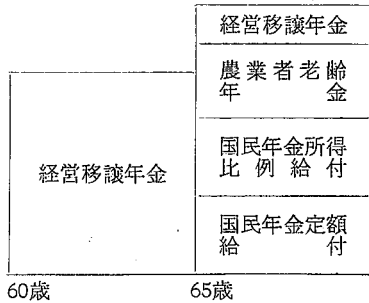
◆**経営移譲年金** 保険料を二〇年間納めた方が、農業経営を後継者に譲ったり、第三者の規模拡大に役立つよう経営を移譲した場合は六〇歳までに移譲したときは六〇歳から、六〇歳から六五歳までに移譲したときはそのときからそれぞれ支給されます。

◆**農業者老齢年金** 経営移譲の有無に関係なしに、六〇歳になるまでに二〇年以上保険料を納めた方が六五歳になったら支給されます  
◆**脱退、死亡、一時金** 三年以上保険料を納めた方が、途中で脱退したり死亡した場合に支給されます。

### 支給額はいくらか

◆**経営移譲年金** 六〇歳から六五

歳になるまでは、八〇〇円に保険料を納めた月数を乗じた額。六五歳以降は、八〇円に保険料を納めた月数を乗じた額  
◆**農業者老齢年金** 二〇〇円に保険料を納めた月数を乗じた額  
なお、これらの年金額は、将来生活水準の向上等にあわせて改正されることになっています。



### 保険料はいくらか

月額七五〇円です。

### 発足時の有利な取り扱い

この年金では二〇年が最低資格期間となっていますが、発足時の特例として今年、三六歳を越える方は五年から十九年をもって最低資格期間とし、五〇歳をこえる方は五年間保険料を納めればよいこととなります。

なお、詳しいことについての問い合わせは、農業委員会へ  
電話(64)二一一一内線四八九

## 土地改良組合費

### 耕作者負担から所有者負担に

土地改良区組合費の算出については、毎年二月に土地改良区組合費算出の申告にもとづいて賦課計算してきました。

土地改良区賦課金は、従来、農地(田、畑)については、その耕作者に、宅地その他(山林、原野、雑種地など)の地目については、その土地の所有者に賦課金額の増減により、二期または全期に区分して賦課してきました。

しかし、本年度からは、一月一日現在の土地の所有者(登記上の所有者)に賦課するよう、各土地改良区から通知があり、土地の所有者から賦課金を徴収することになりました。

納期についても従来二期納期から一度に納めることになりました。各土地改良区別の納期は次のとおりです。

八月三十一日 中川、元荒川、綾瀬川

## 老齢年金の支給まじか

いよいよ五月分から拠出制国民年金の老齢年金の支給が始まります。

昭和三十六年四月、国民年金制度発足と同時にこの制度に加入した明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた方は、本年三月で十年間保険料の納付を終了され、五月分から年金が支給されるというものです。

支給資格を持っていない方でも、年金を受け取るには「裁定請求書」を提出する必要があります。

## 受給には請求手続きを

十一月三十日 新方領、葛西、末田  
なお、本年度も土地改良区賦課金の計算はコンピューターで処理するため、氏名はカナタイプで発送しますのでご注意ください。

### 引揚者交付金の請求をお忘れなく

引揚者特別交付金の請求は、お済みですか。  
まだ請求していない方は、三月三十一日までに請求手続きをすませましょう。もし請求手続きをしないと時効によって権利を失ってしまいます。

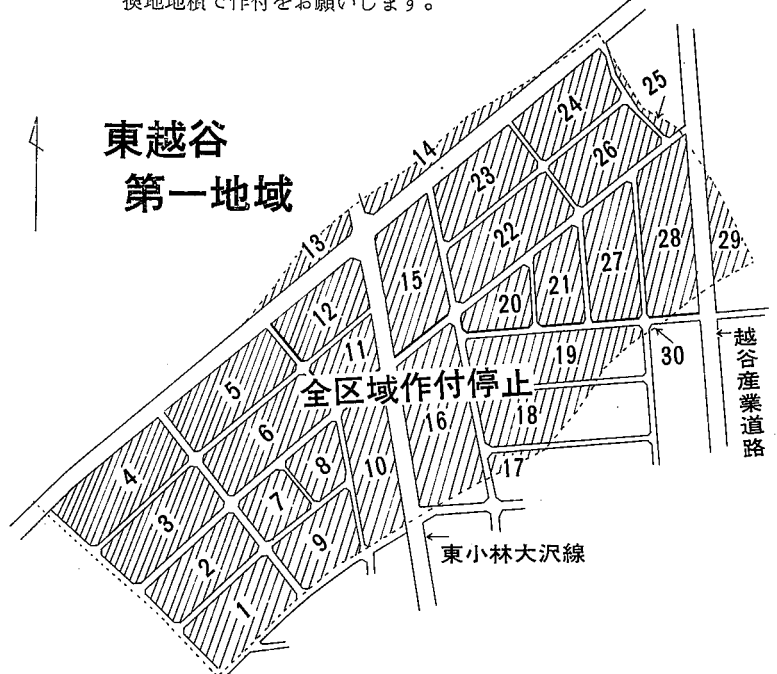
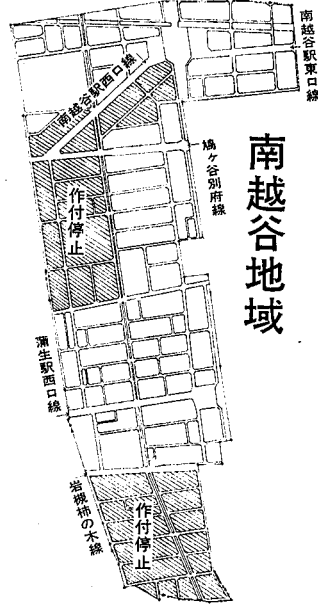
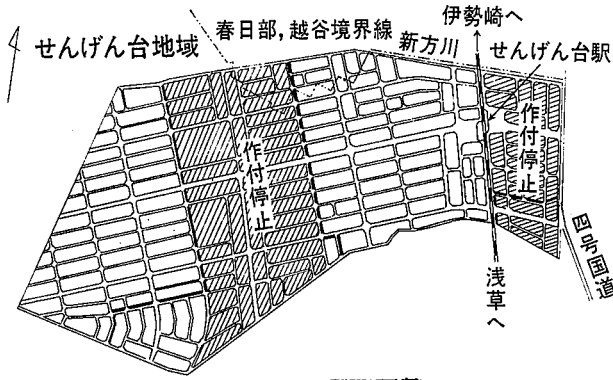
請求手続きについての問い合わせは、福祉事務所へどうぞ、  
電話(64)二一一一内線二九六

国民年金手帳を持参して手続きをしてください。代理の方でもかまいません。

### 年齢別支給金額表

請求するときの年齢	年金額
60歳以上 61歳未満	34,800円
61歳以上 62歳未満	39,000円
62歳以上 63歳未満	43,200円
63歳以上 64歳未満	48,000円
64歳以上 65歳未満	53,400円
65歳	6万円

※この表は、10年間保険料をとどこおりに納めた免除期間のない方の場合です。  
※加算年金保険料を納めた方は表の年金額に(加算年金保険料納付月数×180円)を加えた額になります。



# 農作物の作付を停止

## 南越谷, 千間台 東越谷第1の区画整理地内

南越谷, 千間台, 東越谷第1の各土地区画整理事業は, みなさんのご協力で, 着々と工事がすすまっていますが, 本年度は, 工事の関係で次の略図のとおり農作物の作付を停止しますので, ご協力ください。なお, 南越谷区画整理事業で, 作付停止区域外のところでは, 仮換地地積で作付をお願いします。

### 東小林、南越谷土地区画整理地内の土地公売

#### 受付けは2月20日～3月10日

東小林土地区画整理および南越谷土地区画整理地内(保留地)の土地四十三区画を公売します。

□土地と地積

四十三区画(一区画六〇平方メートル)

2月20日～3月10日(午前9時～午後4時、市開発課)

### 歳末たすけあい運動金品の配分

既存権利届けは二月二十四日までです  
住みよい町づくりのための都市計画法による区域決定が行なわれ、市街化調整区域内では、原則として建物をたてることのできなくなりなりました。  
しかし、区域区分決定の日(昭和四十五年八月二十五日)以前に市街化調整区域内に、自分が住む家を建てる目的で所有している土地(借地も含む)があり、そこに自分の家を五か年以内に建てようとして農地転用の許可を受けている方は、決定の日から六か月以内に知事に届け出を出しておけば、市街化調整区域内であっても家を建てることできます。  
これを既存権利届けというのですが、すでに期限日も二月二十四日とせまっています。この届け出用紙は市建築課にありますので、まだすんでいない方は、急いで届け出をすませましょう。  
詳しいことについてのお問い合わせ先は  
電話(64)二二一内線四三七番

種別	対象者数	金額	内訳
生活保護世帯	137世帯	65万4000円 毛布代 13万7000円	世帯割 1000円 人頭割 1000円 毛布一帯 1枚, 市 毛布一帯 1000円
準保護世帯	102世帯	41万4000円 毛布代 10万2000円	世帯割 1000円 人頭割 1000円 毛布一帯 1枚
老人ホーム入所者	52名	10万4000円	1人1000円。市から 1人1000円
生活保護法による入院者	68名	7万9000円 ねまき代 5万5760円	1人1000円とねまき 1枚 市から 1人1000円
結核で入院加療中の入所者	30名	4万4000円	28名に対し 1人1500円 2名に対し 1人1000円
児童養護施設への入所者	7名	7000円	1人1000円
ねたきり老人	141名	14万1000円	1人1000円, 善意銀行 行からねまき1枚 1人1000円, 善意銀行 行からケキ1枚
交通遺児	45名	4万5000円	1人1000円
在宅重症心身障害児	27名	2万7000円	毛布1人1枚
重症心身障害児施設学校入所者	40名	4万円	1人1000円
県内施設慰問費		6万2350円	菓子 3万6600円 9箱 1万5750円 みかん その他
市慰問金不足補充		5万7000円	
生保・身障者招待及び母子の集い		8万9180円	
雑費		1万4457円	現金, 書留, 小包料 4977円 その他

ありがとうございます

▽北越谷二丁目大沢広一さんから故人となられた奥さんの意志に  
▽市内とく名の方からからの不自由な方にと金二千元  
よって、老人ホーム順正苑および越谷市善意銀行にと金一〇万円

□最低価格

一平方メートル当り一万五二〇〇円から、入札保証金は最低価格の5%以上の現金、入札は3月15日頃の予定です。

なお、詳細については、市開発課で、また次号の広報でもお知らせします。

市開発課電話(64)二二一内線 四七九

# 燃えないごみの収集日

3月1日から15日まで

巡回日	曜	収 集 地 域
3月1日	月	伊原, 大里, 大里東, 鯛の島, 南荻島 (野合, 野中, 新田), 西新井, 北後谷, 長島
2日	火	下間久里, 上間久里, 伊原1, 2丁目
3日	水	平方 (立野, 三和, 大泊, 山谷は除く), 丸友1, 2, 外野合, 親睦会, 砂原, 小曾川, 野島, 上谷, 川柳町1~5丁目
4日	木	立野, 三和, 大泊, 山谷, 宮本町1, 2丁目, 蒲生1, 2丁目 (2丁目は川柳県道の南側, 北側)
5日	金	宮本町3~5丁目, 蒲生3丁目
6日	土	弥十郎, 大吉, 弥十郎市営住宅, 弥栄町, 神明町1~3丁目, 蒲生4丁目
8日	月	向畑, 北川崎, 谷中町1~4丁目, 蒲生西町1, 2丁目
9日	火	大杉, 大松, 船渡, 越巻
10日	水	恩間, 大間野, 蒲生東町
11日	木	大竹, 恩間新田, 竹越, 七左衛門, 蒲生南町
12日	金	袋山, 越ヶ谷1~3丁目, 蒲生本町
13日	土	越ヶ谷4, 5丁目, 蒲生寿町 (東武線の東側)
15日	月	大林, 大房, (チサン団地), 沼田, 海道西, 弥生町, 蒲生寿町 (東武線の西側)

広報こしがや 第三九三号

昭和三十三年八月五日第三種郵便物認可  
昭和四十六年二月十五日発行(毎月一回1日、15日発行)

発行・埼玉県越谷市役所 編集・行政課文書広報係  
越谷市越ヶ谷四丁目二番一号 郵便番号三四三

電話 0489-64-1211



## 硬式卓球個人選手権大会

◇日時 3月7日(日)午前8時  
30分

◇会場 市立体育館

◇種目 男女個人戦、セミシニヤ  
1 (30歳以上)

◇申し込み 誰でも自由に参加できますが、2月28日まで

◇日時 2月24日(水)午後1時から3時

◇会場 市立福祉会館老人娯楽室

◇内容 ①映画「このよこびをみんなで」「女性のガン」  
②講演「ガンについて」講師 藤田健三先生(東京大学第一内科)



## おひらきせ

に希望者は越谷市卓球連盟へ申し込んでください  
参加料は会員一〇〇円、非会員一五〇円です。  
電話(62)五〇七二

### ガンの講演会

ガンの講演会を開催します。多数ご参加ください。

藤田健三先生(東京大学第一内科)  
第三十八回史跡めぐり  
とき 2月28日(日)越谷駅前9時40分集合  
コース 越谷駅(10時)~蒲生・地藏院~清蔵院~照蓮院  
会費 三百円(交通費、昼食代含む)

### 第二十八回越谷俳句道場

とき 3月7日(日)午後1時  
ところ 福祉会館茶室  
会費 百円(茶菓子代)  
参加者はなるべく自作五句を持参ください。

### 移動図書館を大いに利用しよう

移動図書館「むさしの号」は次の各地区を巡回します。貸し出しは無料です。ご利用ください。

▼2月25日(木)  
増林 10時~10時50分、新方 11時~11時40分、桜井 11時50分~1時、大袋 1時30分~2時20分

▼2月26日(金)  
荻島 10時~10時40分、出羽 10時50分~11時30分、蒲生 12時50分~1時50分、川柳 2時~2時40分  
駐車場は各小学校です。

### 巡回図書館(市立)

とき 3月4日(木)  
ところ ▽つつみ団地(袋山)

## 交通指導員を募集

**募集資格** 市内に居住する男女で年齢20歳から50歳までの方  
**勤務内容** 主として市街地における交通指導(1日2時間, 1か月60時間以上)  
**募集人員** 若干名  
**報酬** 1か月1万円  
服装及び装備品は貸与します。希望者は履歴書及び写真(上半身1枚)を持参のうえ3月1日までに厚生課交通共済係へ

### 新しく指定された水道工事店

水道工事店

越谷松伏水道企業団では、次の店舗を指定水道工事店規程により二月一日付で認可しました。

吉川水道冷熱(吉川万平) 越谷市大沢二一五-一〇 電話62-182九五  
鈴木水道設備工業所(鈴木茂) 越谷市神明町二一三八 電話64-17048  
越谷水道設備(会田敦之) 越谷市赤山町五一〇-一二 電話62-10318



## あなたもぜひ献血を

＜献血のすすめ＞ 激増する交通事故で、あるいは病気で私たちはいつ何千ccもの大量の血液を必要とするかも知れません。そんなとき、献血したときに配布される全国共通の献血手帳をもっていればきれいな血が優先的に供給され尊い生命が救われるのです。

あなたもすすんで献血をしましょう。

◇日時 3月5日(金)午前10時から午後3時まで

◇場所 越谷市役所玄関前

該当者は満16歳から65歳までですが、献血の前に医師が診断して採血の適否をきめますので、安心して受けられます。



## 休日当直医

3月1日から15日まで

= 3月7日 =

内科系 三輪 医院 (南越谷) 62-6028  
産科系 佐藤 医院 (東小林) 64-1584  
外科系 大越 医院 (平方) (0487) 35-5102

= 3月14日 =

内科系 森 医院 (南越谷) 62-3001  
産科系 田中 医院 (袋山) 75-0349  
外科系 会田 病院 (御殿町) 62-3431